



- 橋樹官衙遺跡群
- … A1地区
 - … A2地区
 - … B地区
 - … C地区
 - … D地区
 - … E地区 (特別緑地保全地区)
- 史跡指定地
- 史跡指定地外

第12図 橋樹官衙遺跡群における地区区分及び基準

0 (1/5000) 200m